

【建設発生土の官民有効利用の試行マッチング】

Q & A

1. 会社の登録（ID）について

Q 1 : ID は、会社で一つしか取得できないのか。

A 1 : 各社の状況に応じて、部門単位や支社単位などで ID を取得することも可能です。

Q 2 : 一つの ID で複数のユーザーがシステムを利用できるのか。

A 2 : 一つの ID で、複数のユーザーが同時にログインし、利用することも可能です。

Q 3 : 土の搬出・搬入、処分を下請けの土工業者に一括して任せてある場合、下請けの会社登録は可能か。

A 3 : 「参画した建設会社から推薦をうけた土工工事専門の建設業許可保有会社」であれば、登録は可能です（実施要領（案））。

2. 土量の登録について

Q 1 : 会社の登録を行うと、全ての土量を登録しなければならないのか。

A 1 : 全ての土量を登録する必要はありません。試行マッチングを利用したい工事のみで結構です。

Q 2 : 土量を登録する者は、会社登録時の担当者なのか。

A 2 : 事務局へ土量を登録する方は、どなたでも結構です。

Q 3 : 土量を登録する者は、現場担当者でもよいのか。

A 3 : 事務局へ土量を登録する方は、どなたでも結構です。

Q 4 : 土量の調整をする担当者は誰を記載すればよいのか。
(民間工事土量情報提出表の「担当者名」は誰を記載すればよいのか。)

A 4 : 担当者は、相手方との調整が円滑に行える方を記入して下さい。

Q 5 : 土量を登録する際の対象土量は、何 m³ から登録可能か。

A 5 : 実施要領(案)では、搬出土量 1,000m³ 以上、搬入土量 500m³ 以上を基本としていますが、現場の状況に応じて、これらの規模に満たない場合でも登録は可能です。

Q 6 : 我が社が推薦した下請けの土工業者が土量を登録する場合、我が社とは無関係な会社の土量も登録できるのか。

A 6 : 土量の登録は可能ですが、推薦を受けた社が不正をはたらくなどの不都合があった場合は、改善を求めるなどの措置を行って頂きます。

3. その他

Q 1 : 有害物質を含有した土砂も、土量の登録をされることはあるのか。

A 1 : 今回の試行マッチングでは、有害物資を含有した土砂は対象と考えていませんが、必要に応じて、相手方と具体的な条件について調整を行う際に、土質試験結果などをご確認ください。

Q 2 : 土質試験費や有害物質試験費、運搬費は、搬出側、搬入側のどちらで負担するのか。

A 2 : 本システムは、土のやりとりの情報を知り合う場を提供しているのみであるため、費用負担等については、事務局として一切関与しません。

Q 3 : 土工業者やリサイクルプラントなどを通じて工事間利用を行っていた土砂も、試行マッチングを行った方が良いのか。

A 3 : 本システムは、これまで行っている工事間利用を移行するものではありません。お役に立つ範囲でご利用下さい。

Q 4 : 施工スペースや工期に制限があり、工事間利用が困難な現場についても、試行マッチングを行った方が良いのか。

A 4 : まずは、制限が少ないなど、工事間調整が容易な工事について、土量の登録をしていただければと考えています。

今回の試行は、これまで基本的に公共間での利用調整に留まっていた土量調整を、民間建設工事まで試行的に開放するものであり、少しずつでも、官民や民民での交換の促進を目指して行っています。

Q 5 : 試行マッチングを利用することで、土砂の処分費や購入費が、当初の想定よりも安価となった場合、誰のコストメリットとなるのか。

A 5 : 双方において、納得がいくものについて、工事間利用を行って下さい。

Q 6 : 都市部などで、騒音などの住民対応が必要な工事では、土砂の運搬はどのようにすれば良いのか。

A 6 : どちらの工事のトラックで土砂を運搬するのかといった諸条件や、運搬する際の留意点などについては、双方において確認や調整をお願いします。